

# 長野県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月1日26農整第172号  
最終改正 令和4年7月27日4農整第458号

## (通則)

- 第1 長野県知事（以下「知事」という。）は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域ぐるみで取り組む農地維持活動、地域資源（農地、水路、農道等）を適切に保全管理するための共同活動及び農業用施設の長寿命化のための活動などに対し、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づく多面的機能支払交付金の実施に要する経費について、予算の範囲内において市町村に交付金を交付する。
- 2 知事は、多面的機能支払交付金の実施と併せて、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長・27農振第2219号農村振興局長通知。）に基づく日本型直接支払推進交付金のうち、多面的機能支払交付金に係る推進事業（以下「推進交付金」という。）に要する経費について、予算の範囲内において市町村及び長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会（以下「協議会」という。）に交付金を交付する。
- 3 前2項に係る交付金の交付については、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の対象及び交付率)

- 第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

## (流用の禁止)

- 第3 別表の事業の欄に掲げる1又は2の経費と3の経費の相互間の流用をしてはならない。

## (交付単価)

- 第4 農地維持支払交付金の交付単価は、次の（1）及び（2）に定めるとおりとする。

### (1) 基本単価

農地維持支払交付金の基本単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	①農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②	
		①のうち県の助成	うち国の助成
田	3,000円	2,250円	1,500円
畑	2,000円	1,500円	1,000円
草地	240円	180円	120円

## (2) 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（実施要領第1の12の(4)で定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円（うち県の助成15万円）／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円（うち県の助成30万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

地目	①農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②	
		①のうち県の助成	うち国の助成
田	1,000円	750円	500円
畑	600円	450円	300円
草地	80円	60円	40円

## (3) 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内で、市町村に対し、対象組織の農地維持活動に要する経費((1)及び(2)の規定により算定された額の合計額をいう。)について助成する。

2 資源向上支払交付金の交付単価は、次の(1)から(3)までに定めるとおりとする。

### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウまでに定めるとおりとする。

#### ア 基本単価

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の基本単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	①資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	うち国の助成
			うち国の助成
田	2, 400円	1, 800円	1, 200円
畑	1, 440円	1, 080円	720円
草地	240円	180円	120円

#### イ 繼続地区の交付単価

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づき、市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び施設の長寿命化のための活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）の対象農用地については、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	①資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	うち国の助成
			うち国の助成
田	1, 800円	1, 350円	900円
畑	1, 080円	810円	540円
草地	160円	120円	80円

#### ウ 加算単価

##### (ア) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、実施要領第2の2の(2)で定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に実施要領第2の2の(2)で定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

##### <アの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	うち国の助成
			うち国の助成
田	400円	300円	200円
畑	240円	180円	120円
草地	40円	30円	20円

##### <イの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	うち国の助成
			うち国の助成
田	300円	225円	150円
畑	180円	135円	90円
草地	30円	22.5円	15円

イの草地の場合において、対象農用地の面積は、10 アール未満を切捨てとする。

(イ) 農村協働力の深化に向けた活動への支援

(ア) の支援を受ける対象組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合、又は役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合に、当該活動期間中に限り(ア)の表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

<アの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②	
		①のうち県の助成	うち国の助成
田	400円	300円	200円
畑	240円	180円	120円
草地	40円	30円	20円

<イの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	②	
		①のうち県の助成	うち国の助成
田	300円	225円	150円
畑	180円	135円	90円
草地	30円	22.5円	15円

イの草地の場合において、対象農用地の面積は、10 アール未満を切捨てとする。

(ウ) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

(a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

(b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

<アの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	
			うち国の助成
田	400円	300円	200円

<イの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	
			うち国の助成
田	300円	225円	150円

エ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア及びイのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に6分の5を乗じた額を交付単価の上限とし、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

<アの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	
			うち国の助成
田	2,000円	1,500円	1,000円
畑	1,200円	900円	600円
草地	200円	150円	100円

<イの場合における交付単価>

地目	①資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	
			うち国の助成
田	1,480円	1,110円	740円
畑	880円	660円	440円
草地	120円	90円	60円

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目ごとの①の交付単価の欄に定める単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	①資源向上活動（長寿命化）のための活動に対する10アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成	
			うち国の助成
田	4,400円	3,300円	2,200円
畑	2,000円	1,500円	1,000円
草地	400円	300円	200円

イ 実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、アに定める単価に6分の5を乗じて得た額を上限とし、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	①資源向上活動（長寿命化）のための活動に対する10アール当たりの交付単価	②①のうち県の助成	うち国の助成
田	3,640円	2,730円	1,820円
畑	1,640円	1,230円	820円
草地	320円	240円	160円

ウ 対象組織の資源向上活動（長寿命化）を実施するために必要な金額が、ア及びイに定める交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対する交付金のうち県の助成は、当該交付額全体に0.75を乗じて得た額とする。

### (3) 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援として当該活動期間中に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区分	① 1組織当たりの 交付額	② ①のうち県の 助成	うち国の助成
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	4万円	3万円	2万円
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	8万円	6万円	4万円
1,000ha以上	16万円	12万円	8万円

### (4) 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内で、市町村長に対し、対象組織が当該年度において資源向上支払交付金の交付に要する経費((1)、(2)及び(3)の規定により算定された額の合計額をいう。)について助成する。

#### (申請手続)

第5 規則第3条の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとし、交付金の交付を受けようとする市町村長及び協議会長は、知事から交付金の内示があった場合は、速やかに交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村長及び協議会長は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

3 交付決定前に推進事業に着手しようとする市町村長及び協議会長は、その理由を明記した別記様式第8号（交付決定前着手届）を提出するものとする。

(交付決定の通知)

第6 知事は、第5の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、市町村長及び協議会長に対しその旨を通知するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 交付金を変更、中止又は廃止する場合の手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市町村長及び協議会長は、規則第5条の規定により交付金の変更をしようとするときは、第5の交付申請手続に準じて、別記様式第2号(変更承認申請書)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (2) 市町村長及び協議会長は、規則第5条の規定により交付金の中止又は廃止をしようとするときは、第5の交付申請手續に準じて、別記様式第3号(中止(廃止)承認申請書)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 規則第5条第1項第4号の知事等の指示する軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(交付金の請求)

第8 市町村長及び協議会長は、第6の交付決定の通知をもとに交付金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、次に定めるとおりとする。

- (1) 交付金の概算払を請求するときは、別記様式第4号(概算払請求書)を知事に提出するものとし、分割して請求することができるものとする。
- (2) 交付金の交付を請求するときは、別記様式第5号(交付請求書)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第9 知事は、規則第10条の規定により、市町村長及び協議会長に対して当該交付金に係る事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項に規定する実績報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、別記様式第6号のとおりとし、知事に提出しなければならない。

- 2 第5第2項ただし書により交付の申請をした市町村長及び協議会長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5第2項ただし書により交付の申請をした市町村長及び協議会長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号(消費税仕入控除税額報告書)により速やかに知事に報告とともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第12の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第 11 第 10 第 1 項の実績報告書の提出期限は、交付金に係る事業が完了した日（別表の事業の欄に掲げる 1 及び 2 については、交付金の支払いが完了し、活動組織等からの実績報告があった日）若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(交付金の額の確定等)

第 12 知事は、第 10 第 1 項による報告を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第 13 条第 1 項の規定により交付金の額を確定し、市町村長及び協議会長に通知するものとする。

(財産の管理)

第 13 規則第 19 条第 1 項第 2 号の知事等が指定する財産は、1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(交付金の経理)

第 14 市町村長及び協議会長は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して市町村及び協議会の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 市町村長及び協議会長は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第 15 この要綱の規定により提出する書類の部数は 2 部とし、管轄する地域振興局の長に提出するものとする。

附則（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農整第 172 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成 25 年度までに実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。
- 3 また、この要綱の制定に伴い、長野県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 農整第 132 号）は廃止する。

附則（平成 27 年 4 月 9 日付け 27 農整第 159 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則（平成 27 年 9 月 15 日付け 27 農整第 509 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農整第 140 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 農整第 1020 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 7 月 24 日付け 29 農整第 387 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 2 日付け 30 農整第 78 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 13 日付け元農整第 184 号）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

附則（令和 2 年 5 月 1 日付け 2 農整第 149 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 5 月 20 日付け 3 農整第 229 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日付け 4 農整第 145 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 7 月 27 日付け 4 農整第 458 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

別表（第2及び第7第3項関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1により市町村が対象組織に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙2により市町村が対象組織に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%以内の増減	事業実施主体の変更以外の変更
2 資源向上支払交付金	実施要綱別紙2により市町村が対象組織に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙1により市町村が対象組織に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費との相互間における30%以内の増減	事業実施主体の変更以外の変更
3 日本型直接支払推進交付金 (多面的機能支払交付金に係る推進事業)	(1) 推進交付金交付等要綱別紙1の第2の規定により市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費  (2) 推進交付金交付等要綱別紙1の第3の規定により協議会が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、知事が協議会長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額	—	—

別記様式第1号（第5関係）

年度 多面的機能支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年度において、下記の事業を実施したいので、長野県多面的機能支払交付金交付要綱第5第1項の規定により、 円の交付を申請します。

記

1 交付金交付申請額

農地維持支払交付金	円
資源向上支払交付金	円
日本型直接支払推進交付金 (多面的機能支払交付金に係る推進事業)	円

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 事業要件の確認

確 認 事 項	確認欄
交付金交付申請に際し、交付要綱第1第1項又は第2項に規定する本交付金事業の国の要綱、要領の事業要件を満たすことを確認しました。	

4 添付書類

年度 多面的機能支払交付金 事業実施計画書  
年度 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）  
事業実施計画書

注1：事業要件の確認の確認欄には「✓」を記載すること。

注2：添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2又は日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の3（又は4）により知事に提出した事業実施計画書を添付すること。

注3：資源向上支払交付金には、「組織の広域化・体制強化」の費用を含む。

注4：交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は、「減額した金額」、同税額がない場合は「該当なし」、同税額が明らかでない場合は「含む税額」とそれぞれ記入すること。

年度 多面的機能支払交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年 月 日付け長野県 指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、長野県多面的機能支払交付金交付要綱第7第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 交付金交付申請額

農地維持支払交付金	円
資源向上支払交付金	円
日本型直接支払推進交付金	円
(多面的機能支払交付金に係る推進事業)	

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 添付書類

年度 多面的機能支払交付金 事業実施計画書（変更）  
年度 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）  
事業実施計画書（変更）

注1：金額の変更のない場合は、本文の〔 〕の部分は除くこと。

注2：交付金交付申請額及び添付書類の「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は、変更になる部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を（ ）書で上段に記入すること。

年度 多面的機能支払交付金中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年 月 日付け長野県 指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長野県多面的機能支払交付金交付要綱第7第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 事業の遂行状況

区分	計 画			事業中止（廃止）時の状況				備考
	事業量	交付金 対 象 事業費	県 費 交付金	事業量	交付金 対 象 事業費	県 費 交付金	進捗率	
		円	円		円	円	%	
計								

3 今後の事業実施の見通し（廃止に伴う返還交付金額）

年度 多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

区分	交付金交付 決 定 額	概算払額			残 高
		前回までに支払いを受けた額	今回請求額	計	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	円
資源向上支払交付金					
日本型直接支払推進交付金					
計					

[振込先]

金融機関名：

預金種別・口座番号：

口 座 名 義：

年度 多面的機能支払交付金交付請求書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年 月 日付け長野県達 第 号で確定のあった事業について、交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 交付金確定額	円
2 交付金概算払受領済額	円
3 今回交付金請求額	円

[振込先]

金融機関名：  
預金種別・口座番号：  
口座名義：

年度 多面的機能支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏 名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定（及び 年 月 日付け長野県指令 第 号で変更交付決定）通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、長野県多面的機能支払交付金交付要綱第 10 第 1 項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 交付金実施額

農地維持支払交付金	円
資源向上支払交付金	円
日本型直接支払推進交付金	円
(多面的機能支払交付金に係る推進事業)	

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

年度	多面的機能支払交付金 事業実績報告書
年度	日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業） 事業実績報告書

注 1：添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 8 の 1、同要綱別紙 2 の第 8 の 1 又は日本型直接支払推進交付金実施要綱第 5 の 2 により知事に提出する事業実績報告書を添付すること。

注 2：資源向上支払交付金には、「組織の広域化・体制強化」の費用を含む。

注 3：添付書類の「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は、変更になった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を（ ）書で上段に記入すること。

年度 多面的機能支払交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

「市町村又は長野県農業農村多面的機能發揮促進協議会」

所在 地

団体名称

代表 者

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定通知のあった多面的機能支払交付金について、長野県多面的機能支払交付金交付要綱第10第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第13条の交付金の額の確定額 金 円

( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も提出すること。）

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況等

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記入すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合には、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日ににおける資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

市町村長 氏名  
(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会長)

年度 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）  
交付決定前着手届

長野県多面的機能支払交付金交付要綱第5第3項の規定により、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

(別添)

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
・市町村 推進事業				
・推進組織 推進事業				